

議 案 書

令 和 6 年 1 2 月

第 5 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 7	令和6年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分の承認を求めることについて		1
8	令和6年度松山市一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分の承認を求めることについて		13
議案 130	令和6年度松山市一般会計補正予算（第10号）		25
131	令和6年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）		29
132	令和6年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）		31
133	令和6年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）		33
134	令和6年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）		35
135	令和6年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）		37
136	令和6年度松山市一般会計補正予算（第11号）		39
137	令和6年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第3号）		49
138	令和6年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）		53
139	令和6年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）		55
140	令和6年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）		57
141	令和6年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）		59
142	令和6年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）		63
143	松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について		65
144	松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正について		67
145	松山市総合計画策定条例の一部改正について		69
146	松山市救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について		71
147	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について		73
148	松山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について		75
149	第7次松山市総合計画基本構想を定めることについて		77
150	松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者の指定について		85
151	松山市坂の上の雲ミュージアムに係る指定管理者の指定について		87
152	松山市立子規記念博物館に係る指定管理者の指定について		89

153	工事請負契約の締結について（青少年センター体育館大規模改修主体工事）		91
154	工事請負契約の締結について（松山中央公園多目的競技場走路改修工事）		93
155	工事請負契約の締結について（松山中央公園多目的競技場東棟増築主体その他工事）		95
156	財産の取得について（移動式エンドレスカメラタワー）		97
157	訴訟の提起について		99
158	市道路線の認定について		101
159	市営土地改良事業（ため池等整備事業（桃ヶ谷地区））の施行について		105

承認第7号

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

衆議院の解散が表明されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決 37号

令和6年10月3日

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分について

衆議院の解散が表明されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和6年度松山市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,251,697千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		17,405,567 千円	135,837 千円	17,541,404 千円
	3 委託金	952,346	135,837	1,088,183
歳入合計		230,115,860	135,837	230,251,697

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		17,829,811 千円	135,837 千円	17,965,648 千円
	4 選挙費	92,873	135,837	228,710
歳出合計		230,115,860	135,837	230,251,697

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(松山市一般会計)

款	補正前の額	補正額	計
17 県支出金	17,405,567 千円	135,837 千円	17,541,404 千円
歳入合計	230,115,860	135,837	230,251,697

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一財 般源
2 総務費	千円 17,829,811	千円 135,837	千円 17,965,648	千円 135,837	千円	千円	千円
歳出合計	230,115,860	135,837	230,251,697	135,837			

2 歳 入

(款) 17 県支出金 (項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	千円 790,814	千円 135,837	千円 926,651	5 衆議院議員選挙 費委託金	千円 135,837	衆議院議員選挙費委託金 千円
計	952,346	135,837	1,088,183	—	—	—

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 衆議院議員 選挙費	千円 0	千円 135,837	千円 135,837	千円 県支出金 135,837		千円	衆議院議員選挙 135,837
					1 報 酬	8,491	
					2 給 料	2,146	
					3 職員手当等	19,146	
					7 報 償 費	32,163	
					8 旅 費	350	
					市内旅費	350	
					10 需 用 費	8,026	
					消耗品費	2,271	
					燃料費	50	
					印刷製本費	5,485	
					修繕料	220	
					11 役 務 費	30,969	
				通信運搬費	28,759		
				手数料	2,210		
				12 委 託 料	21,299		
				13 使用料及び 賃借料	8,982		
				14 工事請負費	800		
				17 備品購入費	3,465		
計	92,873	135,837	228,710	—	—	—	—

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		32,647	11,100		43,747	5,972	49,719	
	議 員	43	323,148		109,871		433,019	94,296	527,315	
	その他の 特別職	5,953	423,095	18,682	6,426	280	448,483	10,424	458,907	
	計	5,999	746,243	51,329	127,397	280	925,249	110,692	1,035,941	
補正前	長 等	3		32,647	11,100		43,747	5,972	49,719	
	議 員	43	323,148		109,871		433,019	94,296	527,315	
	その他の 特別職	5,258	414,604	18,682	6,426	280	439,992	10,424	450,416	
	計	5,304	737,752	51,329	127,397	280	916,758	110,692	1,027,450	
比 較	長 等	0		0	0		0	0	0	
	議 員	0	0		0		0	0	0	
	その他の 特別職	695	8,491	0	0	0	8,491	0	8,491	
	計	695	8,491	0	0	0	8,491	0	8,491	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(716) 3,667	738,870	13,309,058	10,443,725	24,491,653	4,435,168	28,926,821	
補 正 前	(716) 3,650	738,870	13,306,912	10,424,579	24,470,361	4,435,168	28,905,529	
比 較	(0) 17	0	2,146	19,146	21,292	0	21,292	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,217,107
	補 正 前	1,197,961
	比 較	19,146

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(39) 2,940	11,780,483	9,673,623	21,454,106	3,949,287	25,403,393	
補 正 前	(39) 2,940	11,780,483	9,657,119	21,437,602	3,949,287	25,386,889	
比 較	(0) 0	0	16,504	16,504	0	16,504	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,152,837
	補 正 前	1,136,333
	比 較	16,504

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(677) 727	738,870	1,528,575	770,102	3,037,547	485,881	3,523,428	
補 正 前	(677) 710	738,870	1,526,429	767,460	3,032,759	485,881	3,518,640	
比 較	(0) 17	0	2,146	2,642	4,788	0	4,788	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	64,270
	補 正 前	61,628
	比 較	2,642

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
	(千円)		(千円)		
給料	2,146	その他の増減分	2,146		
職員手当	19,146	その他の増減分	19,146		

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度松山市一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分の承認を求めるところについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

（提案理由）

道路、水路、農業用施設等の土砂撤去や応急復旧、国の災害査定を受けるための測量設計等により、大雨で被害を受けた地域の一刻も早い復旧を図ることとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めらるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第 4 5 号

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

松山市長 野 志 克 仁

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 9 号）を定める専決処分について

道路，水路，農業用施設等の土砂撤去や応急復旧，国の災害査定を受けるための測量設計等により，大雨で被害を受けた地域の一刻も早い復旧を図るため，地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をするものである。

記

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 9 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3 7，9 0 0 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 0，7 8 9，5 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は，「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税		23,997,000 千円	59,000 千円	24,056,000 千円
	1 地方交付税	23,997,000	59,000	24,056,000
20 繰入金		21,420,140	100,000	21,520,140
	1 基金繰入金	21,373,610	100,000	21,473,610
22 諸収入		9,399,767	300	9,400,067
	5 雑入	5,348,023	300	5,348,323
23 市債		14,141,600	378,600	14,520,200
	1 市債	14,141,600	378,600	14,520,200
歳 入 合 計		230,251,697	537,900	230,789,597

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		1,431,947 千円	537,900 千円	1,969,847 千円
	2 農林水産施設災害復旧費	662,347	170,000	832,347
	3 土木施設災害復旧費	448,600	334,500	783,100
	5 衛生施設災害復旧費	0	33,400	33,400
歳 出 合 計		230,251,697	537,900	230,789,597

第2表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設災害復旧事業	千円 430,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和6年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について 、利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 530,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
土木施設災害復旧事業	190,000	同上	同上	同上	480,000	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(松山市一般会計)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	23,997,000 千円	59,000 千円	24,056,000 千円
20 繰入金	21,420,140	100,000	21,520,140
22 諸収入	9,399,767	300	9,400,067
23 市債	14,141,600	378,600	14,520,200
歳 入 合 計	230,251,697	537,900	230,789,597

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一財 般源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11 災害復旧費	1,431,947	537,900	1,969,847		378,600		159,300
歳出合計	230,251,697	537,900	230,789,597		378,600		159,300

2 歳 入

(款) 12 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 地方交付税	23,997,000	59,000	24,056,000	1 地方交付税	59,000	
計	23,997,000	59,000	24,056,000	—	—	—

(款) 20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 財政調整基金 繰入金	11,453,000	100,000	11,553,000	1 財政調整基金繰 入金	100,000	
計	21,373,610	100,000	21,473,610	—	—	—

(款) 22 諸収入 (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
9 雑入	4,643	300	4,943	1 雑 入	300	

(款) 22 諸収入 (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	千円 5,348,023	千円 300	千円 5,348,323		千円	千円

(款) 23 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 災害復旧債	千円 613,600	千円 378,600	千円 992,200	2 農林水産施設災害復旧債	千円 91,000	千円 農林土木災害復旧事業 65,000 林道災害復旧事業 26,000
				3 土木施設災害復旧債	287,600	道路橋梁災害復旧事業 167,300 河川等災害復旧事業 80,000 道路水路災害復旧事業 40,300
計	14,141,600	378,600	14,520,200	—	—	—

3 歳 出

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 農業土木災 害復旧費	千円 610,347	千円 130,000	千円 740,347	千円 市債 65,000 一般財源 65,000	12 委 託 料	千円 130,000	千円 農林土木災害復旧事業 130,000
2 林道災害復 旧費	52,000	40,000	92,000	市債 26,000 一般財源 14,000	12 委 託 料 14 工事請負費	20,000 20,000	林道災害復旧事業 40,000
計	662,347	170,000	832,347	—	—	—	—

(款) 11 災害復旧費 (項) 3 土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 道路橋梁災 害復旧費	千円 77,600	千円 234,500	千円 312,100	千円 市債 207,600 一般財源 26,900	12 委 託 料 14 工事請負費	千円 82,500 152,000	千円 道路橋梁災害復旧事業 (補助) 134,500 道路橋梁災害復旧事業 (単独) 50,000 道路水路災害復旧事業 50,000

(款) 11 災害復旧費 (項) 3 土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 河川災害復 旧費	千円 60,000	千円 100,000	千円 160,000	千円 市債 80,000 一般財源 20,000	14 工事請負費	千円 100,000	千円 河川等災害復旧事業 100,000
計	448,600	334,500	783,100	—	—	—	—

(款) 11 災害復旧費 (項) 5 衛生施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 衛生施設災 害復旧費	千円 0	千円 33,400	千円 33,400	千円 一般財源 33,400	12 委託料 14 工事請負費 21 補償補填及 び賠償金	千円 21,300 12,000 100	千円 市営墓地災害復旧事業 33,400
計	0	33,400	33,400	—	—	—	—

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書
(松山市一般会計)

区 分	4年度末現在高	5年度末現在高	6 年 度 中 増 減 見 込				6年度末現在高 見 込 額
			6 年 度 中 起 債 見 込 額			6 年 度 中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額	補正後の額		
1 普 通 債	77,604,540 ^{千円}	77,607,753 ^{千円}	11,728,000 ^{千円}		11,728,000 ^{千円}	7,689,009 ^{千円}	81,646,744 ^{千円}
(1) 総 務	986,329	1,030,926	650,400		650,400	137,007	1,544,319
(2) 土 木	39,628,894	38,677,260	3,654,800		3,654,800	4,002,542	38,329,518
(3) 教 育	13,973,804	15,655,043	3,349,500		3,349,500	997,331	18,007,212
(4) 公 営 住 宅	2,638,312	2,981,488	1,508,100		1,508,100	184,335	4,305,253
(5) 民 生 労 働	1,185,772	1,240,873	274,000		274,000	97,953	1,416,920
(6) 衛 生	16,677,199	15,000,075	992,800		992,800	1,990,236	14,002,639
(7) 商 工	4,400	3,300	1,700		1,700	1,100	3,900
(8) 公 有 林	867	377				269	108
(9) 消 防	2,508,963	3,018,411	1,296,700		1,296,700	278,236	4,036,875
2 災 害 復 旧 債	2,940,451	3,272,340	613,600	378,600	992,200	340,504	3,924,036
3 そ の 他	84,684,235	79,551,459	1,800,000		1,800,000	7,773,987	73,577,472
(1) 転 貸 債	468,904	397,516				71,388	326,128
(2) 減 税 補 填 債	454,011	267,770				137,597	130,173
(3) 臨時財政対策債	82,504,620	77,629,473	1,800,000		1,800,000	7,491,432	71,938,041
(4) 減 収 補 填 債	1,256,700	1,256,700				73,570	1,183,130
合 計	165,229,226	160,431,552	14,141,600	378,600	14,520,200	15,803,500	159,148,252

議案第 1 3 0 号

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8 3, 6 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 1, 1 7 3, 2 0 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		24,056,000 千円	383,000 千円	24,439,000 千円
	1 地方交付税	24,056,000	383,000	24,439,000
22 諸収入		9,400,067	606	9,400,673
	5 雑入	5,348,323	606	5,348,929
歳入合計		230,789,597	383,606	231,173,203

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		854,326 千円	6,849 千円	861,175 千円
	1 議会費	854,326	6,849	861,175
2 総務費		17,965,648	131,742	18,097,390
	1 総務管理費	14,542,812	107,524	14,650,336
	2 徴税費	2,173,253	△ 8,282	2,164,971
	3 戸籍住民基本台帳費	854,926	25,775	880,701
	4 選挙費	228,710	△ 6,897	221,813
	5 統計調査費	51,454	12,992	64,446
	6 監査委員費	114,493	630	115,123

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		111,057,655 千円	54,604 千円	111,112,259 千円
	1 社会福祉費	51,244,396	73,013	51,317,409
	2 児童福祉費	38,181,489	△ 25,707	38,155,782
	3 生活保護費	21,428,770	7,298	21,436,068
4 衛生費		21,008,856	△ 66,067	20,942,789
	1 保健衛生費	3,736,719	△ 7,816	3,728,903
	2 保健所費	10,358,068	△ 30,248	10,327,820
	3 清掃費	6,914,069	△ 28,003	6,886,066
6 農林水産業費		3,277,276	19,328	3,296,604
	1 農業費	1,159,051	10,736	1,169,787
	2 農業土木費	1,456,438	29,916	1,486,354
	4 水産業費	310,304	△ 21,324	288,980
7 商工費		7,985,262	119,832	8,105,094
	1 商工費	6,220,944	87,503	6,308,447
	2 観光費	1,764,318	32,329	1,796,647
8 土木費		22,629,330	112,006	22,741,336
	1 土木管理費	738,636	△ 1,229	737,407
	2 道路橋梁費	3,368,223	74,751	3,442,974
	3 河川費	1,113,404	△ 25,987	1,087,417

	4 港湾費	646,758	276	647,034
	5 都市計画費	12,586,671	33,699	12,620,370
	6 住宅費	3,475,773	7,566	3,483,339
	7 公園緑地費	699,865	22,930	722,795
9 消防費		6,622,850	31,610	6,654,460
	1 消防費	6,622,850	31,610	6,654,460
10 教育費		20,409,993	△ 26,298	20,383,695
	1 教育総務費	2,345,530	△ 11,961	2,333,569
	4 幼稚園費	558,280	△ 35,031	523,249
	5 社会教育費	4,232,237	15,484	4,247,721
	6 保健体育費	7,381,448	5,210	7,386,658
歳 出	合 計	230,789,597	383,606	231,173,203

議案第131号

令和6年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,624千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,516,476千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪収入		32,002,663 千円	△ 14,624 千円	31,988,039 千円
	2 車券発売金	32,000,000	△ 14,624	31,985,376
歳入	合計	33,531,100	△ 14,624	33,516,476

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		33,330,100 千円	△ 14,624 千円	33,315,476 千円
	1 開催費	33,330,100	△ 14,624	33,315,476
歳出	合計	33,531,100	△ 14,624	33,516,476

議案第132号

令和6年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和6年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,111千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,400,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		7,429,458 千円	△ 1,318 千円	7,428,140 千円
	1 国民健康保険料	7,429,458	△ 1,318	7,428,140
6 繰入金		5,155,772	207	5,155,979
	1 一般会計繰入金	5,155,772	207	5,155,979
歳入合計		54,401,629	△ 1,111	54,400,518

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		760,773 千円	207 千円	760,980 千円
	1 総務管理費	694,671	207	694,878
4 保健事業費		484,073	△ 1,318	482,755
	1 保健事業費	484,073	△ 1,318	482,755
歳出合計		54,401,629	△ 1,111	54,400,518

議案第133号

令和6年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,449,073千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		9,118,216 千円	12,973 千円	9,131,189 千円
	1 一般会計繰入金	8,618,216	12,973	8,631,189
歳入合計		53,436,100	12,973	53,449,073

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,060,359 千円	12,973 千円	1,073,332 千円
	1 総務管理費	1,060,359	12,973	1,073,332
歳出合計		53,436,100	12,973	53,449,073

議案第 1 3 4 号

令和 6 年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 3 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 8, 5 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		17,686 千円	△ 537 千円	17,149 千円
	1 一般会計繰入金	17,686	△ 537	17,149
歳入 合計		319,100	△ 537	318,563

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		318,100 千円	△ 537 千円	317,563 千円
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	318,100	△ 537	317,563
歳出 合計		319,100	△ 537	318,563

議案第 1 3 5 号

令和 6 年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0, 6 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 2 0, 2 5 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市卸売市場事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		318,412 千円	30,653 千円	349,065 千円
	1 一般会計繰入金	318,412	30,653	349,065
歳入合計		1,089,600	30,653	1,120,253

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場事業費		1,074,080 千円	30,653 千円	1,104,733 千円
	1 市場事業費	1,074,080	30,653	1,104,733
歳出合計		1,089,600	30,653	1,120,253

議案第 1 3 6 号

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 4 2 7, 5 0 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 4, 6 0 0, 7 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		65,500,000 千円	1,664,000 千円	67,164,000 千円
	1 市民税	28,232,000	350,000	28,582,000
	2 固定資産税	30,983,000	994,000	31,977,000
	3 軽自動車税	1,459,000	70,000	1,529,000
	6 事業所税	1,725,000	250,000	1,975,000
7 地方消費税交付金		11,500,000	500,000	12,000,000
	1 地方消費税交付金	11,500,000	500,000	12,000,000
14 分担金及び負担金		1,023,065	7,524	1,030,589
	1 分担金	85,398	7,524	92,922
16 国庫支出金		53,360,391	559,486	53,919,877
	1 国庫負担金	40,033,990	466,068	40,500,058
	2 国庫補助金	13,200,461	93,418	13,293,879
17 県支出金		17,541,404	162,046	17,703,450
	2 県補助金	3,765,878	162,046	3,927,924
22 諸収入		9,400,673	745	9,401,418
	5 雑入	5,348,929	745	5,349,674
23 市債		14,520,200	533,700	15,053,900

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	14,520,200 千円	533,700 千円	15,053,900 千円
歳入	合計	231,173,203	3,427,501	234,600,704

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		18,097,390 千円	4,515 千円	18,101,905 千円
	1 総務管理費	14,650,336	825	14,651,161
	3 戸籍住民基本台帳費	880,701	3,690	884,391
3 民生費		111,112,259	1,202,531	112,314,790
	1 社会福祉費	51,317,409	41,936	51,359,345
	2 児童福祉費	38,155,782	463,383	38,619,165
	3 生活保護費	21,436,068	697,212	22,133,280
4 衛生費		20,942,789	778,919	21,721,708
	1 保健衛生費	3,728,903	37,170	3,766,073
	2 保健所費	10,327,820	741,749	11,069,569
6 農林水産業費		3,296,604	2,246	3,298,850
	1 農業費	1,169,787	2,246	1,172,033
7 商工費		8,105,094	94,106	8,199,200
	1 商工費	6,308,447	50,000	6,358,447

	2 観光費	1,796,647	44,106	1,840,753
8 土木費		22,741,336	696,984	23,438,320
	2 道路橋梁費	3,442,974	22,965	3,465,939
	3 河川費	1,087,417	109,000	1,196,417
	4 港湾費	647,034	273,067	920,101
	5 都市計画費	12,620,370	291,952	12,912,322
11 災害復旧費		1,969,847	648,200	2,618,047
	2 農林水産施設災害復旧費	832,347	200,000	1,032,347
	3 土木施設災害復旧費	783,100	448,200	1,231,300
歳 出	合 計	231,173,203	3,427,501	234,600,704

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
採 用 試 験 事 務	令和6年度～令和7年度	900 千円
職 員 健 康 診 断 等 業 務 委 託	令和6年度～令和7年度	26,200
『 暖 暖 松 山 』 魅 力 発 信 事 業	令和6年度～令和9年度	46,500
広 報 ま つ や ま 発 行 事 業	令和6年度～令和7年度	86,000
デ ー タ エ ン ト リ ー 業 務 委 託 (令 和 7 年 契 約 分)	令和6年度～令和8年度	38,300
文 学 賞 運 営 業 務 委 託	令和6年度～令和7年度	15,800
マ イ ナ ン バ ー カ ー ド 交 付 事 務 事 業	令和6年度～令和9年度	282,600

事 項	期 間	限 度 額
投票管理システムの構築 及び運用保守業務委託	令和6年度～令和11年度	45,700 千円
障がい者相談支援業務委託	令和6年度～令和9年度	356,700
道後保育園運営委託	令和6年度～令和11年度	1,081,600
松山市被保護者等就労支援及び 就労準備支援事業業務委託	令和6年度～令和9年度	33,700
狂犬病予防業務委託	令和6年度～令和7年度	3,400
予防接種ワクチン供給業務委託	令和6年度～令和7年度	696,000
大西谷埋立センター水処理施設 運転管理及び埋立等業務委託	令和6年度～令和9年度	82,800
粗大ごみ等積込作業用重機の買替	令和6年度～令和7年度	11,800

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物最終処分場水処理施設 運転管理等業務委託	令和6年度～令和9年度	94,800
一般土地改良事業 (中 西 内)	令和6年度～令和7年度	5,000
クルーズ船受入等業務委託	令和6年度～令和7年度	19,700
坂の上の雲ミュージアム 指定管理委託	令和6年度～令和11年度	653,500
三津の渡し運航業務委託	令和6年度～令和9年度	58,800
生活道路整備事業 (市道高浜18号線)	令和6年度～令和7年度	4,000
生活道路整備事業 (市道石井167号線)	令和6年度～令和7年度	24,000
生活道路整備事業 (市道味生14号線)	令和6年度～令和7年度	17,000

千円

事 項	期 間	限 度 額
安 全 歩 行 空 間 整 備 事 業 (市 道 和 気 54 号 線)	令和6年度～令和7年度	6,000 千円
安 全 歩 行 空 間 整 備 事 業 (市 道 潮 見 42 ・ 43 号 線)	令和6年度～令和7年度	4,000
河 川 水 路 管 理 事 業 (津 吉 町)	令和6年度～令和7年度	3,000
シェアサイクル推進事業補助金	令和6年度～令和7年度	11,000
子規記念博物館指定管理委託	令和6年度～令和11年度	705,000
松 山 市 立 小 学 校 託 水 泳 指 導 等 業 務 委 託	令和6年度～令和9年度	15,600
公 園 施 設 災 害 復 旧 事 業 (緑 町 土 砂 災 害 復 旧 工 事)	令和6年度～令和7年度	550,000

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
味生保育園大規模改修事業	令和6年度～令和7年度	千円 29,100	令和6年度～令和7年度	千円 79,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路建設等事業	千円 850,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和6年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることができる。	千円 860,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
河川等改修事業	40,000	同上	同上	同上	80,000	同上	同上	同上
港湾等建設事業	170,000	同上	同上	同上	220,000	同上	同上	同上
都市計画事業	2,150,000	同上	同上	同上	2,410,000	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧事業	530,000	同上	同上	同上	610,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧事業	480,000	同上	同上	同上	630,000	同上	同上	同上

議案第 1 3 7 号

令和 6 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 0 0 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 5 1 6, 4 7 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪収入		31,988,039 千円	5,000,000 千円	36,988,039 千円
	2 車券発売金	31,985,376	5,000,000	36,985,376
歳入	合計	33,516,476	5,000,000	38,516,476

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		33,315,476 千円	5,000,000 千円	38,315,476 千円
	1 開催費	33,315,476	5,000,000	38,315,476
歳出	合計	33,516,476	5,000,000	38,516,476

第2表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山中央公園多目的競技場 自動火災報知設備改修工事	令和6年度～令和7年度	55,000 千円

議案第138号

令和6年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和6年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 (令 和 7 年 契 約 分)	令和6年度～令和8年度	21,300 千円

議案第 1 3 9 号

令和 6 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 3, 2 6 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3, 6 7 2, 3 3 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		0 千円	223,262 千円	223,262 千円
	1 繰越金	0	223,262	223,262
歳入合計		53,449,073	223,262	53,672,335

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		16,390 千円	223,262 千円	239,652 千円
	1 償還金及び還付加算金	16,390	223,262	239,652
歳出合計		53,449,073	223,262	53,672,335

議案第140号

令和6年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市鹿島観光事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鹿島公園渡船運航業務委託	令和6年度～令和9年度	49,200 千円

議案第141号

令和6年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第2条 令和6年度松山市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 水道建設改良費	城北系送水管布設替 及びシールド工事	2,447,940		千円	2,910,325		千円
				令和6年度	442,310		令和6年度	442,310
				令和7年度	749,100		令和7年度	912,890
				令和8年度	776,600		令和8年度	1,032,790
			令和9年度	479,930	令和9年度	522,335		

(債務負担行為の補正)

第3条 令和6年度松山市水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額に，次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
重要施設への給水ルート確保事業 (西垣生町ほか)	令和6年度から 令和7年度まで	26,900 千円
硬質塩化ビニル管等の更新・改良事業 (梅津寺町ほか)	令和6年度から 令和7年度まで	29,900

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

継続費に関する調書

(松山市水道事業会計)

款項	事業名	全 体 計 画			前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生(見込)額	当該年度 支払義務 発生予定額	当該年度末 までの支払 義務発生 予定額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
		年度	年割額	左 の 財 源 内 訳								
				企業債							損益勘定 留保資金等	
資本 的 支 出	水道 建 設 改 良 費	城北系送水管布設替及び シールド工事	6	千円 442,310	千円 174,000	千円 268,310	千円 —	千円 —	千円 442,310	千円 442,310	千円 —	% 15.2
			7	912,890	340,000	572,890	—	—	—	—	912,890	—
			8	1,032,790	368,000	664,790	—	—	—	—	1,032,790	—
			9	522,335	209,000	313,335	—	—	—	—	522,335	—
			計	2,910,325	1,091,000	1,819,325	0	0	442,310	442,310	2,468,015	15.2

債務負担行為に関する調書

(松山市水道事業会計)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益等
重要施設への給水ルート の確保事業 (西垣生町ほか)	千円 26,900	年度	千円	年度	千円 26,900	千円 26,900
硬質塩化ビニル管等の 更新・改良事業 (梅津寺町ほか)	29,900			令和6年度から 令和7年度まで	29,900	29,900

議案第142号

令和6年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度松山市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和6年度松山市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

公共下水道

事 項	期 間	限 度 額
中央処理区管渠整備事業 （今在家三丁目）	令和6年度から 令和7年度まで	千円 7,000
北部処理区管渠整備事業 （福角町）	令和6年度から 令和7年度まで	12,600
私道管渠整備事業 （みどりヶ丘ほか）	令和6年度から 令和7年度まで	11,200

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

債務負担行為に関する調書

(松山市下水道事業会計)

事 項		限 度 額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	国県補助金	企 業 債	下 水 道 使用料等
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円
公共 下水道	中央処理区管渠整備事業 (今在家三丁目)	7,000			令和6年度から 令和7年度まで	7,000			7,000
	北部処理区管渠整備事業 (福角町)	12,600			令和6年度から 令和7年度まで	12,600			12,600
	私道管渠整備事業 (みどりヶ丘ほか)	11,200			令和6年度から 令和7年度まで	11,200			11,200

議案第143号

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「消防署に勤務する職員」を「消防職員」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助等の業務（消防職員が従事する場合に限る。）

第4条第2項第1号中「前項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「730円」を「1,080円」に改め、同項第2号中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同条第3項中「第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「の範囲内において規則で定める額」を削り、同条第4項中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改め、同条第5項中「第1項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「同号」を「同項第1号又は第2号」に改め、「を第1項第1号」の次に「又は第2号」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

災害応急作業等手当の支給対象業務、支給額等を見直すため、本案を提出する。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

松山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

松山市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第7項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項の改正規定並びに付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松山市職員の退職手当に関する条例（次項において「新条例」という。）第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した松山市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第１６条第１項及び第５項，第１７条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第２０条第４項並びに松山市職員の退職手当に関する条例第２０条第３項の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

雇用保険法及び刑法の改正に伴い，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市総合計画策定条例の一部改正について

松山市総合計画策定条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市総合計画策定条例の一部を改正する条例

松山市総合計画策定条例（平成24年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「からなる」を「からなり，総合戦略を統合した」に改め，同条に次の2号を加える。

(5) 総合戦略 本市の人口減少対策の基本的計画で，まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき策定するものをいう。

(6) 人口減少対策 本市における人口の減少及び少子高齢化の進行に的確に対応し，将来にわたって本市の人口の安定化及び年齢構成の平準化を図るとともに，潤いのある豊かな生活及び魅力的で活力ある地域社会の維持及び発展に資する対策を行い，希望を持って住み続けることができる持続可能なまちづくりを進めることをいう。

第8条を第9条とし，第7条の次に次の1条を加える。

（策定後の措置）

第8条 市長は，総合計画に基づく施策を計画的に実施するとともに，その実施状況を総合的に検証するものとする。

2 市長は，国，関係地方公共団体，事業者，学校，市民その他の関係者との連携を図り，総合計画を推進するよう努めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（松山市人口減少対策推進条例の廃止）

2 松山市人口減少対策推進条例（平成28年条例第11号）は，廃止する。

（提案理由）

総合計画に総合戦略を統合し、施策の効果を総合的に検証しながら、産学官が連携して持続可能なまちづくりを推進するため、本案を提出する。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、生活保護法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 救護施設等の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）（同令第7条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（非常災害対策）

第4条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該救護施設等の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者又は利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下この条において「施設防災計画」という。）を策定し、当該救護施設等の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 救護施設等は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者又は利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者又は利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 救護施設等は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 救護施設等は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 救護施設等は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者又は利用者が当該救護施設等において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第147号

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「243円」を「267円」に、「266円」を「292円」に、「150円」を「165円」に、「615円」を「676円」に、「254円」を「279円」に、「638円」を「701円」に、「173円」を「190円」に、「765円」を「841円」に、「441円」を「485円」に、「452円」を「497円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

し尿処理手数料の適正化を図るため、本案を提出する。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
松山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように定める。

記

松山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 生産緑地法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

2 前項の規定は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域については、適用しない。

付 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(提案理由)

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を緩和するため、本案を提出する。

議案第149号

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

第7次松山市総合計画基本構想を定めることについて

本市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第7次松山市総合計画基本構想を別紙のとおり定める。

(提案理由)

新たな松山市総合計画基本構想を定めることにつき、松山市総合計画策定条例第4条の規定により議会の議決を求めため、本案を提出する。

(参 照)

松山市総合計画策定条例 (抄)

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

第7次 松山市総合計画 基本構想

基本構想

(1) これからのまちづくりに向けて

コロナ禍等を経て、私たちの価値観は多様化し、生き方、暮らし方、働き方などが大きく変化しています。特に、一人ひとりが自分らしく生きるダイバーシティの尊重や、心身の健康維持と社会生活の充実によるウェルビーイングの追及など、人々がより幸せに暮らすことが重視されています。また、社会の様々な場面で、国を越えた交流の拡大やデジタル化を含む技術革新が見られるなど、私たちの暮らしを取り巻く環境も目まぐるしく変化しています。

一方で、松山には、豊かな自然や歴史、道後温泉や松山城など世界に誇る文化財や史跡、正岡子規や夏目漱石など多くの俳人・文人が交流を深めた文学的土壌、自然と都市部のバランスの良さなど、先人たちから変わらず受け継がれてきた多くの宝があります。

これからのまちづくりでは、それらの宝を継承し、魅力を更に高めた上で、次の世代へと、しっかりつないでいくこと、そして、市民の声、特に次代を担う若い世代の声を聴き、新しい技術や考え方など、社会に良い変化をもたらす兆しを確実に捉えて、人口が減少する中でも、市民のウェルビーイング実現に向けて挑戦することが求められます。

そこで、明治という新しい時代の幕開けに、未来に向かって明るくひたむきに挑戦し続けた小説『坂の上の雲』に描かれる人々など、チャレンジ精神あふれる先人たちにならい、時代の大きな転換期を迎える今こそ、同じ時代を共に生きる人たちと、語らい、共感し、互いをありのまま受け入れ、笑顔を大切にしながら未来に夢を描き、一人ひとりの幸せが実現する都市を目指して「つながる力」で挑戦します。

元来、私たちが暮らす瀬戸内は、港や城下町を多くの人・物・文化が往来し、豊かな自然や温暖で穏やかな気候を背景に、海外と都をつなぐ交流の要所として発展してきました。江戸末期には、シルクロードを命名した世界的な地理学者が、美しい海に点在する島々と、それを囲む山々が一体となった優美な景色を絶賛したことで、日本人も、その価値に気づき、瀬戸内という概念が生まれ定着しました。そして、昭和の初めに、この多島美を有する地域が日本で初めて国立公園として指定されて以来、先人たちに磨かれながら受け継がれ、2024年には90周年を迎えています。近年、この美しい自然に人々の暮らしが溶け込んだ景観など、瀬戸内の文化的価値が海外で再評価されたことで大きな注目を集め、世界の中でも特に行くべき場所として「SETOUCHI」が広く認知されています。

そこで、この世界ブランドである「SETOUCHI」を活用し、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、安心して「人」がつながり、市の内外、そして世界へと「まち」がつながり、職業や働き方、住む場所を超えて「仕事」でつながることで、相乗的に効果を発揮し、世界が注目する「SETOUCHI」で多くの人と文化が交流する拠点として、住み続けられるまち、住み続けたいまち、そして若い世代からも選ばれるまちに向けた取組を進め、一人ひとりの幸せが実現するまちを目指します。

《まちづくりの理念》

一人ひとりの幸せが 実現するまちへ

～笑顔を大切に「つながる力」で挑戦～

《将来都市像》

人、まち、仕事がつながる交流拠点 『SETOUCHIまつやま』

(2) 将来のまちの姿

多くの市民の皆さんの声、中でも若い世代の望みや想いを受け、「人」「まち」「仕事」がつながった将来の松山市の姿を記載しています。

① 「人」がつながる

年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もがお互いを認め合い、「人」がつながる中で、それぞれのライフステージに応じて、一人ひとりが自分らしく充実した日々を送りながら、松山で安心して暮らすことができます。

こどもの権利が尊重され、多くの人に支えられながら、確かな学力や体力の向上を図り、他者との関わりの中で健全で豊かな心が育まれています。また、持続可能な社会づくりの担い手として、グローバル社会でも活躍できるよう、ふるさとの歴史・文化・伝統はもちろん、外国の多様な歴史・文化・伝統にも触れられるようになっていきます。さらに、早い時期からのキャリア教育やICTを活用した情報活用能力の向上などが進み、今後の社会の変化に対応できるこどもの生きる力が育まれています。

家族や友達と一緒に遊びに行ける場所や、楽しく買い物ができる場所があり、常に新しい情報をキャッチして好奇心や感性を育みながら、日々の充実した暮らしを実感できることはもちろん、音楽やダンス、スポーツ、サブカルチャーなど、自分が興味のある活動を楽しみ、好きなことに打ち込める環境が整っています。

自然の中やまちなかでの様々な体験や学び、市内外の人々との出会い・交流の中で、主体性が生まれ、自分たちの意見やアイデアがまちづくりにいかされていると実感できる機会が増え、地域に対する愛着や誇りが深まっています。

学んだ知識や技能をいかせる多様な雇用が創出され、結婚・子育てなど、新たなステップへ安心して進める水準の所得が得られ、やりたいことにチャレンジできる環境で、若者の定着が進んでいます。

年齢や組織の垣根を越えて交流できる機会や場が整い、出会いが増えることで、様々な人がつながり、組織の活性化はもちろん、個人の成長にもつながっています。

結婚や出産を望む人が、経済的な理由や自身のキャリア形成などで様々な悩みや不安を抱え、諦めたり、機会を逃したりすることがないように、結婚を望む人同士の出会い・

交流の場が提供され、妊娠から出産、産後の悩みやこどもの発達に関する不安などに、地域や福祉、医療が寄り添い、安心できる環境づくりが進んでいます。

仕事と子育ての両立に向け、学童保育を含めた更なる保育環境の充実や、必要な人材の確保に取り組むことで、切れ目のない子育て支援が提供され、行政と企業、関係機関が連携して、柔軟な働き方ができる就労環境を整えることで、育児休業を取ることで、育児や家事を共に行うことが当たり前の社会になっています。そして、子育てを地域全体で支える機運が高まり、子育ては楽しいものという認識が広く浸透しています。

いくつになっても健康で充実した生活を送れるよう、キャリア形成や余暇の過ごし方について、学び・考える機会が増え、新たな仕事や趣味、文化・スポーツや地域活動にチャレンジしやすくなっています。また、松山へUターン・Iターンする人が多く、それまでに培った知識や経験、人脈などをいかして、新たな活躍の場を得ています。

家事や買い物、社会参加へのサポートや、かかりつけ医の確保など、様々な困りごとにも、家族だけでなく、充実した地域福祉や体制が強化された医療、そして、ご近所の力も借りながら、安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、子どもから高齢者までが、お互いに声かけやあいさつ、見守りを行うなど、世代間の交流を通じて、「お互いさま」の気持ちで地域を支えています。

② 「まち」がつながる

国内外の様々な「まち」がつながり、地域資源の活用や文化・スポーツなどの交流で、新たなにぎわいを生み、交流拠点としての松山の魅力がより一層高まっています。また、持続可能で安全・安心な快適に暮らせる都市環境が整い、次世代に受け継がれています。

瀬戸内の豊かな海や山、川などを地域資源として活用することに加え、それらの自然環境を保全し、次の世代につなげるため、再生可能エネルギーの導入や脱炭素型のライフスタイルへの転換など、「ゼロカーボンシティ松山」の実現を目指した取組が進んでいます。

節水型都市づくりが進むとともに、道路や橋梁、上下水道施設など、都市インフラの強靱化が進み、大規模災害などにも耐えられる都市環境が形成されています。

要配慮者を含む市民の命や財産を守り、災害時に早期にまちを復旧・復興することができるよう、行政や関係機関が連携した防災・減災への取組が進んでいます。また、全世代型防災教育が充実し、学校、地域、施設などで実施する防災行動への理解が進むなど、市民一人ひとりの防災意識が高まり、災害に強い安全・安心なまちになっています。

公共交通をはじめ、様々な交通手段がシームレスにつながり、誰もが安全で快適に移動できる環境が整っています。

空港や港の航路の充実・拡大、四国新幹線実現や交通ターミナル機能の強化、松山外環状道路の延伸などにより、近隣市町をはじめ国内外の様々なまちとつながるとともに、自動運転の公共交通機関や次世代モビリティが走行することで、移動の利便性が高まっています。

中心市街地では、歩いて暮らせる都会的な街並みと緑豊かで魅力ある景観が調和した都市空間が創出されています。それらに加え、まちのにぎわいと歴史や文化を感じながら、徒歩や自転車、地域公共交通等の移動手段の連携により、JR松山駅や松山市駅、城山公園、中央商店街、道後温泉など、地域資源を快適に回遊することができます。

また、文化・スポーツなどの交流施設、オフィスビルやホテル、飲食・商業施設などの都市機能の集積やまちなか居住が進み、マルシェや演奏、ダンスなどでにぎわう交流の場が生まれ、誰もが気軽に文化や芸術にも親しめる環境が整っています。

郊外では、豊かな自然環境や伝統など、その地域ならではの魅力や特性をいかしたまちづくりが進み、まちとまちの回遊性が高まり、バスや鉄道、船舶などの交通拠点の機能強化や交通機関の利便性向上で、交流が促進され、新たなにぎわいを生み、更にまちの魅力が増しています。

また、地元プロスポーツをはじめ、様々なスポーツを「する」「みる」「ささえる」人々を応援できる環境が整備され、市内外のコミュニティがつながり、地域が活性化しています。

デジタル技術の導入や活用により、便利で住みやすいまちづくりが進み、誇れるまちの魅力が次代に引き継がれ、その魅力を発信することで、「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と、広く国内外から選ばれるまちになっています。

③ 「仕事」が繋がる

女性や若者、高齢者をはじめ、障がい者、外国人など、誰もが多様で柔軟な働き方ができる環境が整い、働きがいを持って仕事をしています。また、観光業や農林水産業、製造業のほか、サービス業や医療・福祉、教育など様々な産業が連携し、市内外で「仕事」が繋がり、人、物、情報、企業が集まることで、相乗効果が生まれ、地域経済の好循環が続いています。

業務の効率性や生産性の向上のためのデジタル化、専門的な技術や知識を持った人材の育成などが進み、産業基盤が強化されています。

また、国内の市場規模縮小が予測される中、アジア経済圏など海外へ新たな販路拡大を進める企業が増加し、世界規模で加速している産業のGX（グリーン・トランスフォーメーション）が進んでいます。

観光関連産業では、道後温泉や松山城などの魅力が国内外へ効果的に発信されるとともに、MICE（マイス）の誘致や瀬戸内の魅力をいかしたインバウンドの獲得など、戦略的な誘客が進んでいます。

外国人観光客や高齢者、障がい者など、すべての人が快適に観光できるよう、買い物やサービス、交通分野のデジタル化やキャッシュレス化等が定着するとともに、人手不足解消に向けた、デジタル技術の活用による受入環境の整備が進んでいます。

また、地域資源をいかし、夜間や早朝でも楽しめる様々な体験型メニューなどが提供され、旅行者の滞在日数が増加し、消費が拡大するとともに、地域の自然や文化を守り

育み、住民の暮らしに配慮したサステナブルツーリズムが展開されるなど、持続可能な観光に共感する旅行者を受け入れ、世界から選ばれる観光地となっています。

豊かな自然に恵まれた松山市の農林水産業では、誇りを持って市外にアピールできる特産品のブランド化や販路拡大が進むことで、経営が安定し所得が向上しています。加えて、相談体制の整備や、デジタルなど新たな技術の導入が進み、生産性や仕事としての魅力が高まることで、就業希望者の裾野が広がり、担い手の確保につながっています。また、新鮮で安全・安心な食材を使った料理等を市民や観光客が楽しめるようになっていきます。

空港からのアクセスの良さや暮らしやすさを好んで、大都市圏との二拠点生活を送る人や、テレワーク等で、松山に居ながら国内外の様々な地域との仕事をする人が増えています。

また、若者の起業や副業へのチャレンジを受け入れる環境が整っているほか、海外を含め、様々な地域の企業や人材、職種とつながる機会の増加や、複業・副業人材の活用などによって、新たな産業・ビジネスが創出されています。

行政、金融機関、大学、企業や関係団体などが連携して、新たな交流やイノベーションを生み出すエコシステムが構築され、立場を超えた協働・共創のコミュニティの形成や、デジタル人材の育成で、起業や新事業への進出、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による社会課題の解決などが進んでいます。

(3) 総合計画の進行管理

総合計画に描く「将来都市像」を実現するためには、変化の激しい時代に柔軟に対応しながら、計画を着実に進めることが求められます。

そこで、適切な目標を設定し、市民や事業者など外部の意見を聴きながら達成状況を点検・評価するほか、社会環境の変化も踏まえた必要な見直しや改善を行うなど、外部の視点を取り入れたPDCAサイクルを確立することで計画の実効性を高めます。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者の指定について

松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市姫ヶ浜荘	松山市長師68番地1

2. 指定管理者の名称 松山市長師1241番地

特定非営利活動法人 ふれ愛ランド中島

代表理事 中島 和也

3. 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市坂の上の雲ミュージアムに係る指定管理者の指定について
松山市坂の上の雲ミュージアムに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市坂の上の雲ミュージアム	松山市一番町三丁目20番地

2. 指定管理者の名称 松山市本町一丁目1番1号

コンソーシアム明治松山

代表者 谷川 彰子

代表団体 松山市本町一丁目1番1号

RNB コーポレーション株式会社

代表取締役 谷川 彰子

構成団体 松山市本町一丁目1番1号

南海放送株式会社

代表取締役 大西 康司

松山市本町一丁目2番3号

南海放送サービス株式会社

代表取締役 松崎 良二

3. 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

松山市坂の上の雲ミュージアムに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は, 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか, 公の施設の設置及びその管理に関する事項は, 条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市立子規記念博物館に係る指定管理者の指定について

松山市立子規記念博物館に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市立子規記念博物館	松山市道後公園1番30号

2. 指定管理者の名称 愛媛県東温市見奈良1110番地
株式会社レスパスコーポレーション
代表取締役 越智 陽一

3. 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

松山市立子規記念博物館に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(青少年センター体育館大規模改修主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 青少年センター体育館大規模改修主体工事
2. 施工場所 松山市築山町12番33号
3. 内 容 青少年センター体育館
鉄筋コンクリート造 地下1階，地上2階建
延べ床面積 5,393.10㎡
体育館大規模改修工事 1式
環境配慮改修工事 1式
屋外整備工事 1式
4. 請 負 人 松山市井門町1508番地2
山本建設株式会社
代表取締役 山本 太平
5. 請負金額 1億7,921万2,000円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5

号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山中央公園多目的競技場走路改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山中央公園多目的競技場走路改修工事
2. 施工場所 松山市市坪西町
3. 内 容 走路周長 L=400.0m
人工芝 1式
アスファルト舗装 1式
保護シーリング 1式
ライン 1式
4. 請 負 人 埼玉県さいたま市西区三橋六丁目70番
株式会社MECX
代表取締役 真田 昭彦
5. 請負金額 8億3,088万5,000円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山中央公園多目的競技場東棟増築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山中央公園多目的競技場東棟増築主体その他工事
2. 施工場所 松山市市坪西町796番地6
3. 内 容 施設名：松山中央公園多目的競技場
構造：鉄骨造＋鉄筋コンクリート造＋鉄骨鉄筋コンクリート造
階数：地上4階＋塔屋1階
(増築棟)
延床面積：701.52㎡
構造：鉄骨造3階建
東棟増築主体工事 1式
既存東棟改修工事 1式
外構工事 1式
4. 請 負 人 松山市余戸中一丁目1番26号
大和コンストラクション株式会社
代表取締役 松本 裕仁
5. 請負金額 2億4,945万300円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（移動式エンドレスカメラタワー）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

移動式エンドレスカメラタワー 1台

2. 取得価格

1億1,550万円

3. 契約の相手方

松山市小栗五丁目7番地2

株式会社 四国東通 松山営業所

所長 紺田 信幸

4. 契約方法

随意契約

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 当事者

- (1) 原告 松山市
- (2) 被告 甲 松山市在住 30代
- 同 乙 松山市在住 60代
- 同 丙 東温市在住 40代

2 訴えの内容 松山市奨学資金貸付金の返還を求める訴え

3 訴えの経緯等

被告甲は、被告乙及び被告丙を連帯保証人とし、平成18年4月から平成22年3月まで、市から松山市奨学資金貸付金として総額2,900,000円の貸付けを受けた。

平成22年4月分から上記貸付金の返還が開始となるも、被告らは毎月の返還を履行せず、一部を支払ったのみで、市からの再三の催告にもかかわらず、滞納が続いている。

よって、市は、被告らに対し、上記貸付金のうち、平成22年4月分から令和6年3月分までの未返還金の支払を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、金267万2,600円を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- (3) 仮執行宣言

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴訟の提起について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 桑原 301号線	畑寺四丁目	畑寺四丁目	
2	市道 北条 28号線	北条辻	北条辻	

(提案理由)

図面番号1及び2は一般交通の用に供されている道路で、地元からの申請に基づき市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

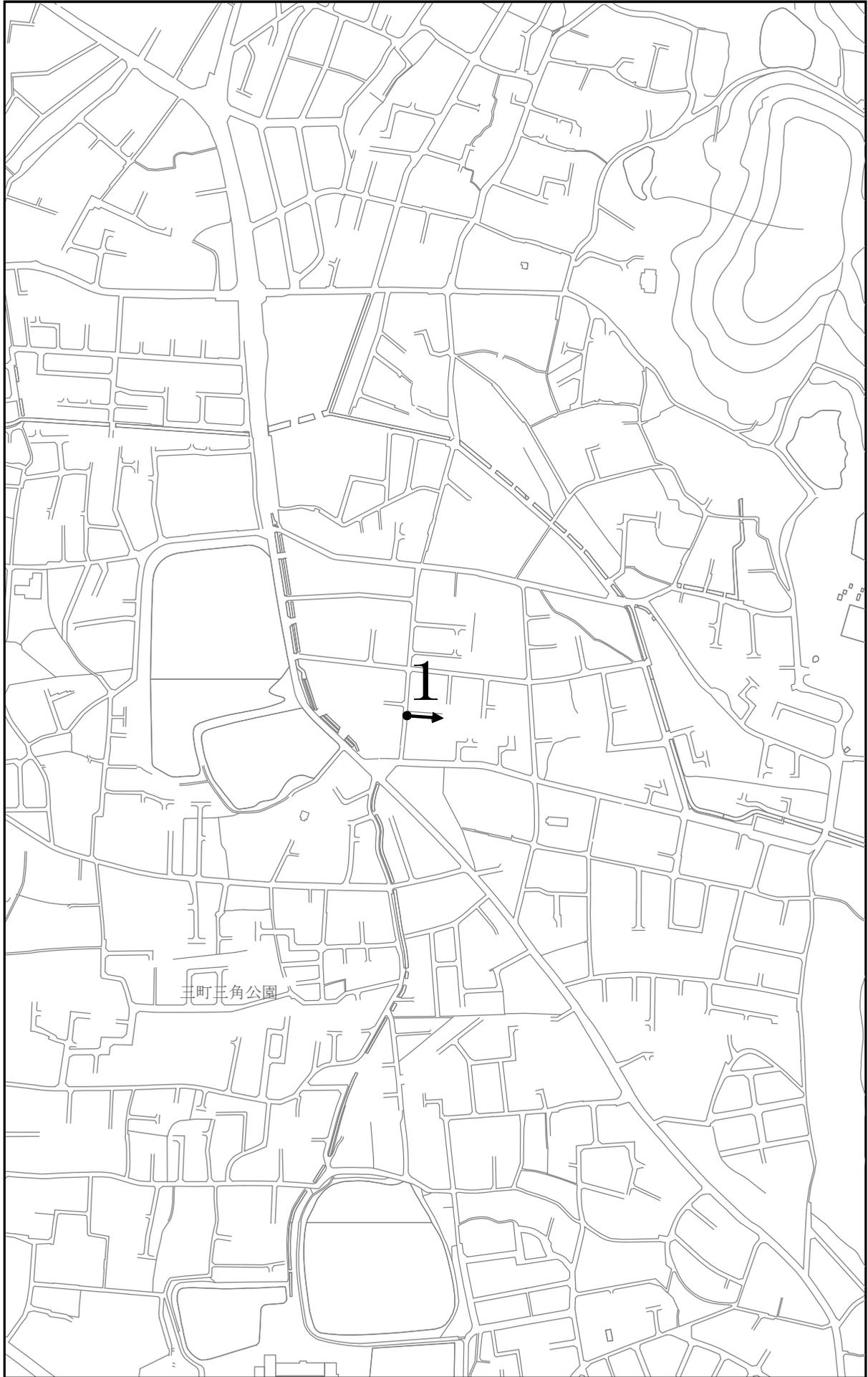
(参 照)

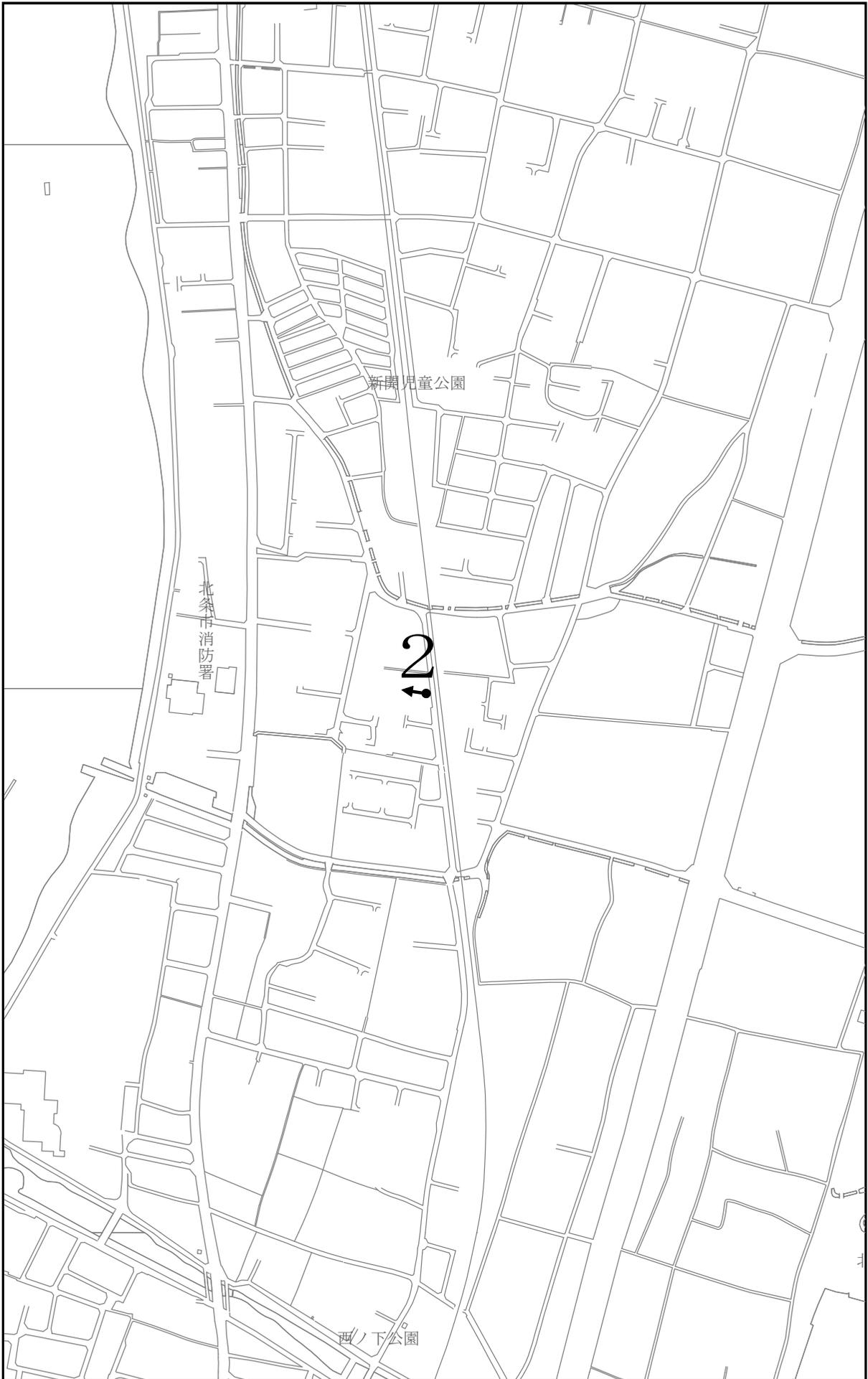
道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。





図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 桑原 3 0 1 号線	松山市畑寺四丁目 176番1地先	松山市畑寺四丁目 176番5地先	4.3 ～ 8.7	31.0
2	市 道 北条 2 8 号線	松山市北条辻 1141番1地先	松山市北条辻 1141番12地先	4.3 ～ 9.1	19.1

令和6年11月29日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（ため池等整備事業（桃ヶ谷地区））の施行について

市営土地改良事業（ため池等整備事業（桃ヶ谷地区））を、次の計画概要書に基づき令和7年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（ため池等整備事業（桃ヶ谷地区））計画概要書

1. 目 的

本地区の重要な用水源として利用されているため池の老朽化により、堤体の浸食、漏水が著しくなっている。万が一、決壊した場合には下流域の人家、事業所、農地、農業用施設、農作物への甚大な被害が予想されることから、ため池を整備し、農業生産の維持、農業経営の安定を図るとともに、地域住民の暮らしの安全を確保することを目的とする。

2. 地区の概要

(1) 地 区

桃ヶ谷地区

(2) 所在地

松山市福角町（別紙位置図のとおり）

(3) 地 域

本地区では、傾斜地を活かした柑橘等の果樹栽培や、平野部の水田における水稲と野菜の複合経営が営まれ、国道196号に隣接していることから、地理的優位性を活かした都市近郊型農業が展開されている。また、ため池の下流には住宅地が広がっている。

(4) 現 況

受益面積 2.3ha

主要生産物 かんきつ等

3. 基本計画

農業経営の省力化と合理化及び生産性の向上を図るため、下記のとおり計画する。

(1) 事業概要

ため池改修 n = 1 池 (H = 2.7 m L = 47.5 m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳 (単位：千円)

科 目	金 額
工 事 費	61,000
測 量 試 験 費	18,000
用地費及び補償費	1,000
工 事 雑 費	—
事 務 費	800
合 計	80,800

イ 負担区分 (単位：千円)

科 目	金 額
国 庫 補 助 金	44,000
県 費	12,000
市 費	24,800
地 元	—
合 計	80,800

4. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の節減が可能である。

5. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法 (抄)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

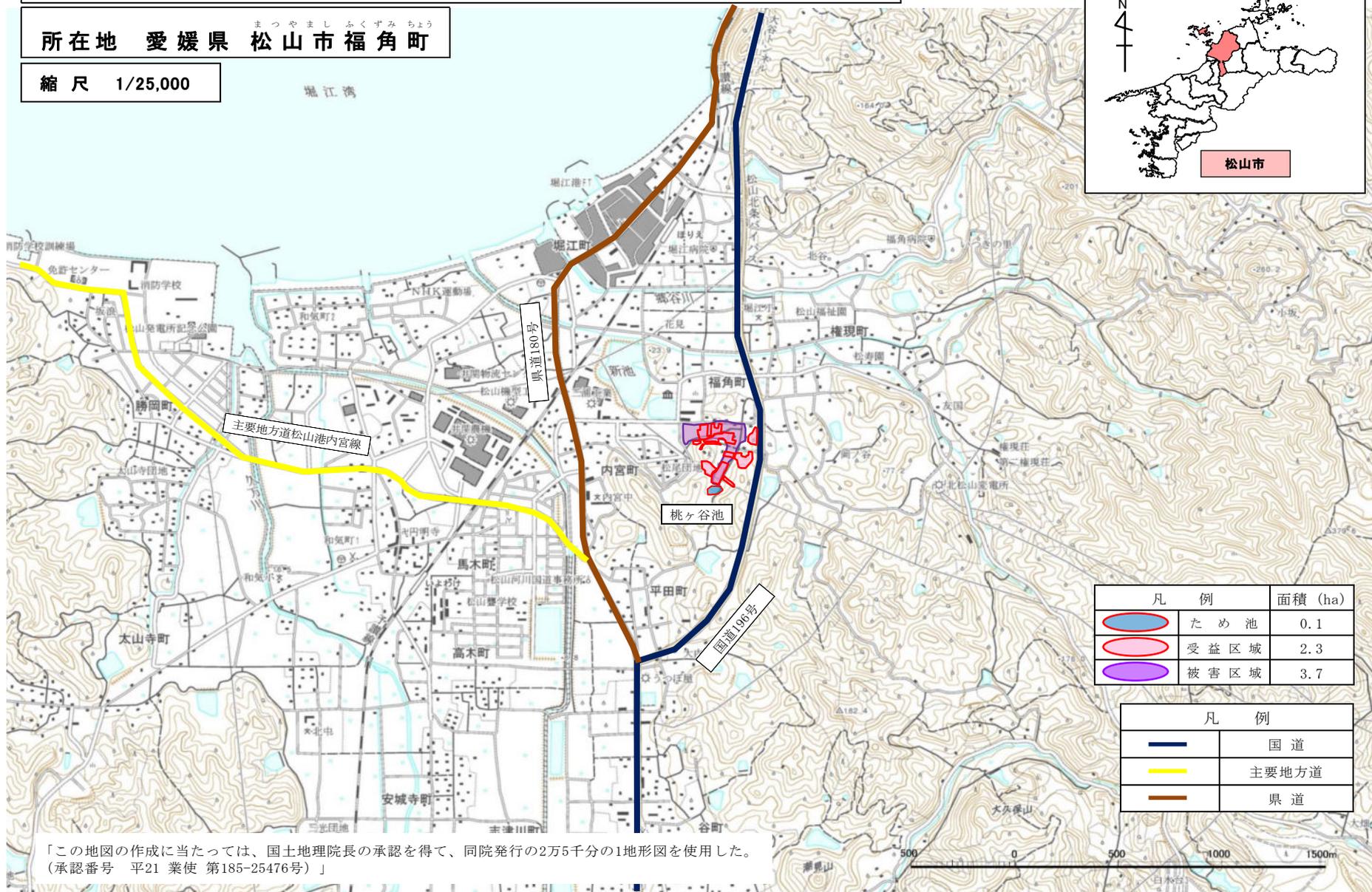
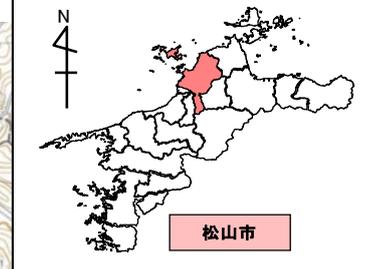
市営土地改良事業(ため池等整備事業(桃ヶ谷地区))

位置図

所在地 愛媛県 松山市福角町

縮尺 1/25,000

県内位置図



凡 例	面積 (ha)
	ため池 0.1
	受益区域 2.3
	被害区域 3.7

凡 例	
	国道
	主要地方道
	県道

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平21 業使 第185-25476号)」